

議案第68号

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

国又は他の地方公共団体の要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、災害応急対策のための作業等に従事した職員に対し、災害応急作業等手当を措置するため。

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年西脇市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
種類	支給区分	支給額	備考
3 災害応急作業等手当	国又は他の地方公共団体の要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、災害応急対策若しくは災害復旧のための作業又はこれらに相当すると市長が認める作業に従事した者	日額 1,080円	1 作業が日没時から日出時までの間に行われた場合（2に該当する場合を除く。）は、左記の額に540円を加算する。 2 作業が著しく危険であると市長が認める場合は、左記の額に1,080円を加算する。
4 現場手当		(略)	
5 医療技術手当		(略)	
6 看護業務手当		(略)	
7 医師・歯科医師手当		(略)	
(注) (略)			

  

別表（第3条関係）			
種類	支給区分	支給額	備考
	(略)		
	(略)		(新設)
3 現場手当		(略)	
4 医療技術手当		(略)	
5 看護業務手当		(略)	
6 医師・歯科医師手当		(略)	
(注) (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。